

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種をお忘れではありませんか？

町では、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の接種料金の助成を行っています。対象者には令和2年4月に通知をしていますが、接種は受けられましたか？令和3年3月31日までの接種分が助成対象となりますので、受けられていない方は早めに接種を受けましょう。

対 象	① 令和2年度に各年齢となる方																
	<table border="1"> <tr> <td>65歳</td> <td>昭和30年4月2日～昭和31年4月1日</td> </tr> <tr> <td>70歳</td> <td>昭和25年4月2日～昭和26年4月1日</td> </tr> <tr> <td>75歳</td> <td>昭和20年4月2日～昭和21年4月1日</td> </tr> <tr> <td>80歳</td> <td>昭和15年4月2日～昭和16年4月1日</td> </tr> <tr> <td>85歳</td> <td>昭和10年4月2日～昭和11年4月1日</td> </tr> <tr> <td>90歳</td> <td>昭和5年4月2日～昭和6年4月1日</td> </tr> <tr> <td>95歳</td> <td>大正14年4月2日～大正15年4月1日</td> </tr> <tr> <td>100歳</td> <td>大正9年4月2日～大正10年4月1日</td> </tr> </table>		65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日	100歳
65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日																
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日																
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日																
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日																
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日																
90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日																
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日																
100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日																
	② 満60歳以上64歳までの心臓疾患、腎臓疾患、呼吸器疾患等の内部障害で身体障害者手帳1級を所持している方 ※ただし、過去に高齢者肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌ワクチン)予防接種を受けたことがある方は、対象外となります。																
助成期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの接種分																
助成金額	1回の接種につき 5,000円 ※1回の接種料金が5,000円に満たない場合は、自己負担いただいた費用を助成します。また、生活保護世帯の方は全額町負担とします。																
助成手続期 限	<u>令和3年4月9日(金)まで</u>																
接種・助成 手続方法	<p>【町内の医療機関での接種】</p> <p>①医療機関へのワクチン接種の予約を各自で行ってください。 ②町内医療機関用予診票を持ち、医療機関で接種してください。 ③接種料金のうち、町助成金を差し引いた差額分のみ医療機関窓口でお支払いください。(役場での手続きはありません。)</p> <p>【町外の医療機関での接種】</p> <p>①医療機関へのワクチン接種の予約を各自で行ってください。 ②事前に役場保健福祉課で「接種依頼書」の交付を受けてから医療機関で接種を受け、接種料金の全額をお支払いください。 ③役場保健福祉課で接種費用助成金申請をしてください。 持ち物：領収書、印鑑、預金通帳の口座番号・名義人がわかるもの</p>																
その他	医療機関によっては、予防接種の日時が決まっているところや予約制になっている場合がありますので、受診する前に各自で確認してください。																

※お問い合わせ先 役場保健福祉課 保健推進係 (TEL 7-5291)